

令和7年度第8回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月27日（木）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野 谷 和 雄	7番	水 島 寿 德
2番	松 崎 博	8番	内 山 昌 代
3番	関 山 美智子	9番	鈴 木 透
4番	小 林 茂	10番	井 上 昌 之
5番	香 坂 政 博	12番	橘 川 均
6番	野 谷 茂		

4 欠席委員

11番 中 村 隆 一

5 事務局職員出席者

事務局長	小 宮 正 翳
副 主 幹	剣 持 貴 宏
主任主事	井 上 大 地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

7番 水 島 寿 德 8番 内 山 昌 代

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

会議の状況

【議長】

おはようございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

今日はこの後、私と事務局で、東京の文京シビックホールでの令和7年度全国農業委員会会長代表者集会に出席しますので、早速始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは令和7年度、第8回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第8回総会の議事録署名委員につきましては、7番水島委員、8番内山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となります、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

なお、今回、相続により所有権を取得された4件の農地につきましては、いずれも農業委員会によるあっせん等の希望がございませんので資料に地図を添付しておりません。

はじめにNo.1の農地は、松根地区内の1筆となっており、相手方への届出の受理通知書」については10月22日付で発行しております。

続いてNo.2の農地については、二宮町役場の北東側の位置にある土地で、二宮地区内の合計3筆となっており、相手方への届出の受理通知書については11月11日付で発行しております。

続いてNo.3の農地については、桜美園の南側の位置にある土地など、中里地区内の合計16筆となっており、相手方への届出の受理通知書については11月4日付で発行しております。

最後にNo.4の農地については、東大果樹園跡地の南側の位置にある土地で、中里地区内の合計2筆となっており、相手方への届出の受理通知書については11月4日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要があり

ますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることで許可は不要となつておりますが、その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第4条及び第5条の転用をいずれも受理しております。

はじめに第4条の転用について、土地の場所は関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは二宮駅の南側の位置にある二宮地区内の土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については10月20日付で発行しております。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

先ほどご説明しました市街化区域内の農地の転用のうち、今度は農地の権利移動を伴う転用である第5条の転用について、土地の場所は関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらも二宮駅の南側の位置にある二宮地区内の土地で、駐車場として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については10月20日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時45分閉会